

2016(平成28)年度NBRPショウジョウバエ運営委員会 議事要旨

日時：2016(平成28)年10月12日(水)14:30~16:30

会場：情報・システム研究機構 会議室

出席者：小嶋(委員長)、木村、倉永、後藤、佐藤、鈴木、高野、多羽田、栗崎、和多田、
山崎、上田、橋口(明石委員代理) の各委員

欠席者：井垣、嘉糠、上川内、丹羽、松尾 の各委員

オブザーバー：伊藤、都丸(工織大)、松田(杏林大)、近藤、矢野(遺伝研)

文部科学省：鹿川調査員

AMED：笹土主幹、島野主幹

遺伝研：知的財産室長、NBRP 広報室長、総務企画課長、研究推進チーム

【議 事】

1. 平成27年度の報告

2. 平成28年度の計画と進行状況について

上田委員から、資料1に基づき、前年度の活動及び今年度の計画と進行状況を含めた第3期の実績について、以下の報告があった。

- ・分担機関代表者の交代(杏林大、京都工織大)
- ・ゲノム情報等整備プログラム(2014、2015年度)と基盤技術整備プログラム(2012、2013、2016年度)の成果及び実施計画
- ・リソースの収集(TripRNAi 系統、USA-他生物種 cDNA、CRISPR/Cas9 関連系統)・保存(NBRP:59,052 系統、BDSC:59,928 系統、VDSC:41,289 系統)・提供数(平均 22,000 系統)
- ・第3期中間評価及び事後評価結果

また、以下の意見交換があった。

- ・リソースの更なる開発のためにも今後、国内外から提供依頼が多い系統を中心に拡充していく必要がある。
- ・第4期からはNBRPの制度として新規リソースの開発も認められるため、ユニークな系統の新規開発も念頭に置くべきである。
- ・研究を推進する基盤となり得るためには先端的なリソースが必要である。第4期以降の基盤技術整備プログラムにおいてリソース開発することにより、先端的なリソースへのアップデートを進めることを予定している。
- ・遺伝研事業で作成したTRiP系統は、ハーバード大学のライブラリから入手したベクターにより作成した。ハーバード大学ではこれ以上のベクターの作成は予定されておらず、引き継ぐのであればベクターを構築するところから始める必要があるため、簡単にできるものではない。

3. 第4期NBRPの準備状況について

上田委員から、資料1に基づき、第4期の活動に係る準備状況について以下のとおり説明があった。

- ・第4期は、「今後のバイオリソースの在り方について」(平成28年3月、NBRP 推進委員会報告書)で示されたリソースの2分類のうち、「基幹的なバイオリソース」として申請を予定している。

- ・第4期の計画として、愛媛大学代表者の退職に伴い分担機関を4機関とする体制に移行すること、高品質・高付加価値のリソースの拡充、リソースの入れ替えと凍結保存技術の実用化、国際連携の強化、データベースの強化等を予定している。
- ・機関ごとの活動は下記のとおり計画している。

国立遺伝学研究所

- ・ゲノム編集技術による、高品質な基準系統の作成と提供
- ・TRiP RNAi 系統の拡充
- ・Transgenic fly 作成の facility を活用

京都工芸繊維大学

- ・強制発現系統の開発と収集
- ・ヒト遺伝子の強制発現系統の開発と収集
- ・情報データベースの改良
- ・愛媛大学のショウジョウバエ野生種の分担受け入れ
- ・凍結保存の開発と保存系統への適用

愛媛大学

- ・約140種、1,500系統の野生系統を整理
- ・生物多様性条約に対応した研究支援
- ・基本系統に関しては、DNA研究用のアルコール標本を整備
- ・2018年度末までに杏林大学・京都工芸繊維大学に、それぞれの計画に応じて、ダニフリーの系統を移転

杏林大学

- ・近縁種において遺伝的解析が可能となるような tool 系統を開発・収集し提供
- ・系統立った Species Stock Center として活用される機関を目指した整備

また、以下の意見交換があった。

- ・Knock-out の発展性に関して、NBRP として null mutant のリソースをストックすることは、そのニーズや利便性及びコスト面も考慮して検討する必要がある。世界的に類を見ないものであるなら、日本のストックセンターの顔として整備することにより、世界的に知ってもらえることは重要かもしれない。
- ・提供数を高く保つには、要望の多いものや流行のものを揃えておかないといけない。
- ・提供手数料は受益者負担を原則としているが、提供にかかる人件費等も含め、現状に則した適正な値段設定に見直す必要がある。なお、アメリカでは積算に維持費も含まれているため高額となっている。
- ・植物防疫法により輸入規制されている種については、日本では1種類ずつ許可を取る必要がある。これまでに132種が登録されたが、それ以外は原則輸入禁止となっている。第4期の中で要望があれば、愛媛大学が代理となり、まとめて植物防疫所に申請を検討している。
- ・生物多様性条約に基づく生物資源の利用については、国内措置においては遡及適用されることはないため、日本の法律で罰せられることはない。

4. その他

上田委員から、1月中旬に締切りが予定されている第4期 NBRP の中核的拠点整備プログラムへの申請について議論するため、11月30日より開催予定の日本分子生物学会期中に次回の運営委員会を開催する旨、発言があった。

以上